

【 検査 】

773 自己免疫性血小板減少性紫斑病（診断又は経過観察時）等に対する
血小板関連 I g G（PA-I g G）算定について

《令和8年1月30日》

○ 取扱い

自己免疫性血小板減少性紫斑病（診断又は経過観察時）、血小板減少性紫斑病（診断時）に対するD011「6」血小板関連 I g G（PA-I g G）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

血小板関連 I g Gは、血小板膜上の糖蛋白に結合する I g Gであり、特発性血小板減少性紫斑病の原因検索に有用である。特発性血小板減少性紫斑病は、自己免疫の関与が明らかとなっている現在では自己免疫性血小板減少性紫斑病として理解されている。このことから、自己免疫性血小板減少性紫斑病及び血小板減少性紫斑病の診断時には不可欠な検査である。また、自己免疫性血小板減少性紫斑病と診断された場合、その値は、臨床経過を反映することより経過観察時においても有用である。

以上のことから、自己免疫性血小板減少性紫斑病（診断又は経過観察時）、血小板減少性紫斑病（診断時）に対するD011「6」血小板関連 I g G（PA-I g G）の算定は、原則として認められると判断した。